

令和5年度（2023年）税制改正 贈与税（相続時精算課税制度）

今回は、令和5年度（2023年）税制改正（大綱）の贈与・相続税に関連して「相続時精算課税制度」について紹介します。2003年に新設された制度ですが、暦年課税との択一の選択制であり、基礎控除も無いため、やや使いにくい制度でしたが、今回の税制改正で不便さが緩和されました。

主な制度の概要（改正含む）

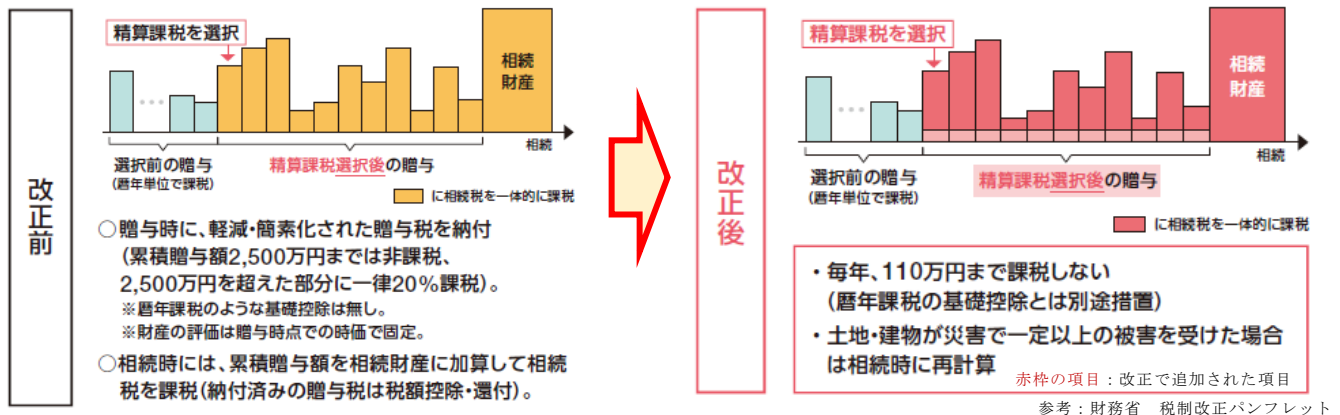
相続時精算課税は、60歳以上の祖父母・父母等（贈与者）から、18歳以上の贈与者の直系の相続予定者（子供、孫等）に対して生前贈与を行う場合、贈与者ごとに累計2,500万円（特別控除枠）までは贈与時に非課税で生前贈与可能な制度。その後、贈与者の死亡により相続が発生した時に、贈与時の課税価格で相続財産に加算して相続税の課税計算を行います。

今回の改正では、①「累計2,500万円」の特別控除枠の計算時に「**年間110万円の基礎控除**」が創設され、基礎控除のある暦年課税と比べて不利な印象のあったこの制度の改善が図られました。

併せて、②贈与を受けた土地・建物が**災害等で一定の損害を受けた際に、相続時にその課税価格を見直す**ことが可能となりました。

改正の趣旨は、相続税と贈与税の一体課税の制度を実現しつつ、制度適用上の不利・不便の改善を図ることです。なお、今回の改正の適用は「**令和6年（2024）1月1日以後に行われた贈与**」が対象です。

改正のイメージ




今回の改正のポイント

- ・相続時精算課税の110万円の基礎控除は「暦年課税」の基礎控除とは別個の制度で創設
- ・複数の贈与者から相続時精算課税で贈与を受けていても、基礎控除は受贈者単位で「年110万円」
- ・相続時精算課税の基礎控除の年間110万円は相続財産に加算されない

贈与税の制度改正が行われましたが、どちらか一方の制度が有利/不利と単純に判断できないので、贈与者・受贈者の各々の立場、財産状況や管理状況等を加味して、総合的な検討が必要となります。

会計ソフト「A-SaaS」ご利用の方へ

インストール版  のシステムが令和5年（2023）9月30日で運用が終了し、以後はブラウザ版でのみの提供となります。注意喚起の表示と、詳しい内容はA-SaaSのメニュー画面から確認できますので、事前の内容確認をお願い致します。ブラウザ版の基本的な操作はインストール版と同じですが、**一部機能制限があります**のでご注意ください。



@5月の予定

- 5/10・4月分源泉所得税
- ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 5/31・3月決算法人の確定申告
- ・6,9,12月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所



発行元／黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅籠町3-1-4 食糧会館3階
TEL 023-624-3519／FAX 023-624-3662／URL <https://kuronuma-ac.jp/>／E-Mail info@kuronuma-ac.jp